

奈良県告示第五号

奈良県聴覚障害者支援センター条例（平成二十三年十月奈良県条例第十六号）附則第二項の規定によりその例によることとされる同条例第三条第四項の規定により、奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十四年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

橿原市大久保町三二〇番地一 奈良県社会福祉総合センター内 社団法人奈良県聴覚障害者協会 理事長 長谷川芳弘

二 指定の期間

平成二十四年九月一日から平成二十九年三月三十一日まで